

日南市 2026 令和 8 年度 農業委員会だより



新規就農者 坂元 優汰さん 36歳 めぐみさん 39歳 翔一さん 5歳

家族の絆で結ぶ日南の果樹

日南市大窪地区で果樹農業の道を歩み始めた坂元優汰さん（36歳）は、親の農業経営を引き継ぎ、妻のめぐみさん（39歳）とともに今年で3年目になる新規就農者。約2haのほ場で日南地域を代表するみかんである「日南1号」をはじめ、つのぞみ「津之望」、「ゆら早生」や「レモン」を栽培している。

坂元さんは幼少期から親の背中をみて育ち、農業の技術や知見を身につけてきた。地域とのつながりも深く、小学校からの先輩に同じ果樹農家があり、情報交換を行うことで互いに支え合うことができている。

苦労している点は、自然が相手なので、気候に大きく左右されることや近年の夏場の異常とも言える暑さで、安定した生産の難しさを日々痛感している。逆にやりがいや嬉しさを感じるのは、自分の作った果実がスーパーなどに並んでいるのを見かけた時で、消費者の手に渡る瞬間に喜びを感じると語った。

今後の課題は、「気候とどう戦っていくか」であり、安定生産に向けた対策を進めている。また、家族間で役割分担や労働時間を明文化した家族経営協定を結んでおり、めぐみさんとともに家族一丸となって日南の特産品である果樹生産地を守りながら、地域に貢献する坂元さんの活躍に期待が寄せられている。

農業委員会はこんな仕事をしています

1. 農地の確保と有効利用

- ・農地法に基づく許可、意見の送付
- ・農地の利用状況調査（農地パトロール）、利用意向調査

2. 農地利用の最適化

- ・担い手への農地利用の集積・集約化
- ・遊休農地の発生防止・解消
- ・新規参入の促進活動

3. 農業経営の合理化、情報の提供

- ・農業経営の合理化に向けた地域の世話役活動
- ・農業者年金の加入促進



利用状況調査

農業委員会では、農地の利用状況調査を行っています。

利用状況調査は、農作物の作付けがされておらず、維持管理がされていない農地や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがある農地を重点的に調査します。

耕作者の高齢化が進み現状を保つことが難しくなったり、条件が悪い土地のため耕作されないなどで遊休農地が増えています。

農業委員会、または各地区農業委員へご相談ください。



農 地 調 査 員

農地の状況を把握し、農業委員・推進委員と連携し、農地利用最適化に係る業務を補助し、農地の適正・有効利用を図ります。

河野 省三 調査員

担当地区

飫肥・酒谷地区 / 東郷・鶴戸地区 / 北郷地区

徳村 浩一 調査員

担当地区

吾田・油津地区 / 細田・大窪地区 / 南郷地区

日南市農業委員 農地利用最適化推進委員のご紹介

(任期 R 6.7.20 ~ R 9.7.19)

	氏 名	居 住 地 区	担 当 地 区
飢肥・酒谷地区	稲山 富保	板敷1区	板敷全域
	金丸 勇太	酒谷2区	酒谷1・2・3・4・5区
	山口 光彦	山ノ口	飢肥・楠原・川辺ヶ野
	三賢 順信 ※	上板敷	吉野方全域
	神原 哲士 ※	園 田	酒谷6・7・8・9・10区
吾田・油津地区	山本 博己	中 浦	後河内・中浦・戸高1～4丁目・日後谷
	井上 友和	上隈谷	星倉（国道西側）
	田端 功	下隈谷	戸高山瀬・中央区・平野・油津
	山元 敏行 ※	中隈谷	星倉（国道東側）
	南 万雄 ※	下隈谷	隈谷全域
東郷・鵜戸地区	歌津 芳秋	平 山	平山・風田
	高橋 悟	宮 浦	大浦・小吹毛井・吹毛井・宮浦
	平賀 祐史	釈迦尾ヶ野	甲東・乙東
	平方 速夫 ※	益安	殿所・松永・益安
	川添 道弥 ※	小目井	小目井・富士・伊比井
細田・大窪地区	谷口 宏文	塩 鶴	下方・大堂津・塩鶴・上方（木下）
	杉本 昭二	西 寺	萩之嶺（西寺・東下中・川下）
	作本 眞悟	下塚田	上塚田・下塚田
	酒井 浜子	茶 円	大窪（茶円・通水）・萩之嶺（仏坂）
	日高 一光 ※	下毛吉田	上毛吉田・下毛吉田・上方（木下を除く）
	井上 英明 ※	茶 円	大窪（仮屋・寺村・南平・宿之河内）
北郷地区	谷元 英昭	年 見	上郷・常明寺・中央・伊十川・太夫
	根井 明美	大 藤	倉迫・内之田
	徳井 忠和	内之田	上大藤・下大藤
	木脇 文雄 ※	一之瀬	立野・鶴之木・蓑崎・新町
	高崎 充弘 ※	坂 元	北河内全域
南郷地区	田中 正彦	渦上下	渦上全域
	平部 勇一	津屋野	津屋野・上中村
	池田 秀敏	中央町	中央町・目井津・栄松・新開
	加藤 一男 ※	脇 本	夫婦浦・賛波・脇本
	倉元 美延 ※	中 講	上講・中講・札ノ尾
	山口 雄一郎 ※	中 講	下講・谷之口

※は最適化推進委員です。

募集

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します！

対象

農業に関する執権を持ち、農地に関する許認可や農地の最適化利用推進などの職務を行うことができる方で、一定の要件を満たす人

任期

令和9年7月20日から令和12年7月19日まで（3年間）

人数

農業委員19名（市内全域）
農地利用最適化推進委員13名（市内6地区を区域割）

身分

日南市の非常勤特別職の地方公務員

委員報酬

農業委員 45,000 円／月額（会長 55,000 円／月額）
農地利用最適化推進委員 45,000 円／月額

募集方法・募集期間

市ホームページ等で、改めてお知らせします



女性農業委員募集

女性農業委員になってみませんか？

農業委員会では、女性ならではの視点や意見を地域農業に活かすため、女性農業委員の登用を進めています。

農業に携わる女性はもちろん、農業に関心のある女性にもぜひ参加していただきたい活動です。
「自分にもできるかな？」と思った方もまずはお気軽に農業委員会へご相談ください。

■ 農業委員会の主な仕事は2ページに掲載しています。 ■



女性農業委員の根井さん（左）、酒井さん（右）

就任した当初は、不安なことばかりでしたが、総会や研修に参加することで少しずつ解消されました。そこで得たことは、自身の日常生活の中でもモチベーションとなっています。

県内の農業委員で組織されている女性ネットワークや各協議会に参加し、交流することで知識だけでなく、県内外の『農』に携わる女性とのつながりができたことは、私たちの財産になりました。

農業委員会での手続のあれこれ

①農地のままで売買・貸借等の権利移動

- 農地の売買
- 農地を借りたい、貸したい
- 農地を贈与したい



農地法第3条の申請が必要です。

※「下限面積要件」はありませんが、農地を取得する際の必要な他の要件（下記を参照）は、従来通り満たすことが条件となります。

要 件	必 要 な 要 件
全部効率利用要件	申請地を含む所有農地・借りている農地のすべてを耕作すること
農作業常時従事要件	申請者を含む世帯員等が農作業におおむね 150 日以上従事すること
地域との調和要件	申請地を含む周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと

②権利移動を伴わない農地以外の用途に変更 (所有者による転用)



農地法第4条の申請が必要です。

- 住宅・倉庫・植林などのため

③権利移動を伴う農地以外の用途に変更 (買主・借主による転用)



農地法第5条の申請が必要です。

- 住宅建設用地への売買・贈与など

※農地転用において、農地を農地以外の目的に一時的に使用することを**一時転用**といい、通常の農地転用と同様の手続きが必要となります。目的が完了した後は元通りの農地に戻さなければなりません。

④非農地証明

○農振農用地区域外の復旧不可能と判断された農地について、一定の条件を満たしている場合、非農地として証明を受けることができます。（証明料 300 円）非農地証明に基づき、法務局で登記の手続きができます。非農地証明を受けただけでは、地目は変更されません。法務局で登記後、地目が変更になります。

申請受付期間について 毎月 9 日から 15 日まで

※ 15 日が土曜日の場合は前日まで、日曜日・祭日の場合は翌日まで

農地法の許可が出るまで

○許可が出るまで、3条は申請してからおおむね1ヶ月、4条・5条はおおむね2ヶ月かかります。

※ 4条・5条（転用）許可書が交付される前に農地以外に変えることはできません。必ず許可書の交付を受けてください。

違反転用は絶対にダメ！！

農地を農地以外にする（農地転用）場合には、農地法の転用許可が必要です。許可なく転用したり、許可内容どおりに転用していない場合は、原状回復命令がされる場合があります。

必ず、農業委員会にご相談ください。



農地の貸し借りは、 農地中間管理事業 をご活用ください！

宮崎県知事が指定する
農地中間管理機構は
公的な機関です。
安心して農地を預けてください。



農地中間管理機構を活用すると様々なメリットがあります



農地を 貸したい方

賃借料は農地中間管理機構を経由するので
安心・確実です。

契約期間終了後、農地は必ず返還されます。
契約更新も可能です。

要件を満たせば、
固定資産税の軽減が受けられます。

相続税、贈与税の納税猶予が継続されます。
(税務署への届け出が必要)



農地を 借りたい方

複数の所有者とのやりとりや賃料支払いは、
農地中間管理機構に一本化され、
事務労力や手数料が軽減されます。

長期間、農地を借りることも可能で、
計画的に営農できます。

要件を満たせば、基盤整備や機械導入等の補助事業や
資金の活用において優遇措置があります。

法律に基づく手続きによる権利設定ができます。

詳しくは、宮崎県農業振興公社（農地貸借支援課）市農政課、農業委員会へお気軽にお問い合わせください！

宮崎県農業振興公社（農地貸借支援課）

☎ 0985-78-0210

日南市農業委員会

☎ 0987-31-1148

日南市農政課 農業振興係

☎ 0987-31-1132

農地の所有者が亡くなった際に相続登記をされないままだと、 売買・転用したくても手続きができません。

相続登記がされない場合、気づいた時には相続権者が増えて、登記処理に時間と経費がかかることがあります。

また、農地においては、担い手への集積・集約化が進まないなど、農地の利用最適化が妨げられることになりますので、早めに法務局での手続きをお願いします。

*所有権移転登記は司法書士業務です。

*令和6年4月1日以前の相続でも、相続登記されていないものは義務化の対象になります。

相続登記が済みましたら、農業委員会に届出をお願いいたします。



相続登記の義務化



令和7年度 農地の賃借料について

令和7年4月から令和8年3月までに契約のあった賃借料は、下記のとおりです。

なお、この金額はあくまでも目安としてお示しするものです。実際に契約される場合は、貸し手・借り手の双方でよく話し合ってください。

【賃借料】

(単位：円/10a)

1. 田				
地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
飫肥	7,790	10,000	3,000	31
酒谷	9,325	10,000	1,000	115
吾田	1,500	2,000	1,000	4
東郷	7,182	10,000	5,000	35
鵜戸	—	—	—	—
細田	3,852	9,297	1,363	13
北郷	9,133	10,000	8,000	30
南郷	8,243	10,000	2,000	135
市内全域	8,365	10,000	1,000	357
2. 畑				
地域	平均額	最高額	最低額	データ数
市内全域	4,918	7,477	1,675	8
3. 施設				
地域	平均額	最高額	最低額	データ数
市内全域	51,034	71,681	34,912	33

※ 平均額については、データ数が多い場合は最高額、最低額を除外。

全国農業新聞を購読しませんか

毎週金曜日にお届けします/

購読料：月額 **900円**

農業委員会まで

全国農業新聞ってどんな新聞？

- 農政の動きや最新技術・農業機械・農業経営に役立つ情報をわかりやすく解説
- 地域農業を守る全国の農業委員会の活動を「見える化」
- 全国のがんばる農業者を紹介・応援

配信内容	特徴
主要記事	経済・経営・農地・地域社会等、知っておきたい様々なテーマをお伝えします！
農政	1週間の農政の動きをまとめて解説。農政の動きがすぐ分かります！
技術・経営・流通	最新技術、話題の商品、先進農家の取り組み等、農業経営に役立つヒントが盛りだくさん！ 人気コーナー「ストップ鳥獣害」で全国各地の鳥獣害対策をお伝えします！
地域・暮らし	大人気コーナー「藤田智先生の園芸講座」で野菜作りのコツを学べます！ 地域活性化を目指す農業者の皆様を紹介いたします！
農業委員会	全国の農業委員会の活躍を毎週発信！地域農業を守るための農業委員会活動を「見える化」！ 農家生活の法律相談、農業者年金等の情報も掲載！
地方版	全国のがんばる農業者の皆様を紹介！農業委員会活動やイベント情報等も満載！ 身近な方の頑張りを伝え、地域農業の活力に繋がっていきます！
連載、コラム・社説	週替わりで農業者の声や農業経営にも役立つ記事を連載！

更に使いやすく、「ためになる」情報を配信！



* 全国すべての地方版も引き続きお楽しみ頂けます。

電子版の発行回数 月4回・毎週金曜日・午前0時配信
購読料 月額700円・年額8,400円

* 紙媒体の「新聞本誌」は、購読料月額900円、年額10,800円

記事単位での閲覧に！
* 紙面ビューアーでの閲覧も引き続き可能

リニューアル内容

読みたい記事を
キーワードで検索！

動画、電子版限定記事
などのコンテンツを
順次拡大！

お問い合わせ

一般社団法人
全国農業会議所 新聞業務部

お申し込み

<https://shinbun.nca.or.jp/>
全国農業新聞 検索



● 読者特典 ●

全国農業新聞紙面購読者は
電子版無料！

①新聞封封に記載されている購読者番号を入力します。

②購読者番号が合致すると氏名、メールアドレスの入力、ログイン用のパスワードを設定します。

購読者番号

A01 011109999

に月日

農業経営／新規就農情報がわかる
「スタディあぐり」を視聴可能！

全国農業新聞の **オンライン講座**

～ウェブであなただの農業を広げませんか～



農業者年金

老後の生活をサポート！

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます。

65歳未満

60歳以上は国民年金の
任意加入被保険者

**国民年金
第1号被保険者**

国民年金保険料納付免除者を除く

**年間60日以上
農業に従事**

以上の条件を満たす方ならどなたでも加入できます。

詳細はHPにてご案内しております。お電話でのお問い合わせもお気軽に。

point!

01 少子高齢化時代に 強い年金です。

☆積立方式の確定拠出型年金です。
☆加入者・受給者数の増減に左右されない、
安定した制度です。

point!

02 公的年金ならではの税制上の メリットがあります。

☆支払った保険料は全額（最高80万4千円）が社会保険料
控除の対象になり、所得税・住民税の節税になります。

point!

03 終身年金です。 80歳前にお亡くなりになった場合には、死亡一時金をお支払いします。

☆年金は生涯受給できます。
☆仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合には、80歳までに受け取るはずだった
農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額がご遺族に死亡一時金として支給されます。

point!

04 通常加入なら、 保険料の額は自由に選べます。

☆月額2万円から6万7千円まで千円単位で
選択できます。
いつでも見直しOK！

point!

05 政策支援加入なら、 保険料の国庫補助があります。

☆一定の要件を満たした意欲ある担い手は保険料の2割、3割、
5割の補助が受けられます。
☆補助を受ける場合の保険料は月額2万円に固定されます。

詳しくは・・・

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>

農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJAまたは
農業者年金基金にお問い合わせください。JAみやざきはまゆう地区本部

日南市農業委員会

☎31-1148

☎23-5151

独立行政法人農業者年金基金



編集後記

日南市農業委員会は現メンバーでの活動が残り1年となりました。

昨年に続きお米の価格が話題となり農業現場の意に沿わない議論がなされる中、それでも農地を守る為、食を守る為、高齢化、後継者不足等の様々な課題解決をしながら地域農業の活性化に向けた活動をしています。

魅力ある農業を次世代に繋ぐためにも農地に関することは何でもご相談下さい。今後とも皆様のご協力をお願い致します。(南)

編集委員 神原・南・高橋・日高・根井・山口(雄)

編集・発行

〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1
日南市農業委員会事務局

電話:31-1148 FAX:24-0080
Eメール:nogyo-i@city.nichinan.lg.jp

農業者年金基金 TEL:03-5919-0371(専門相談員)
TEL:03-5919-0332(企画調整室)